

云う。そのため桐生市ではこの問題をとりあげ、健診票作製には眼科医にも参加してもらい、近い将来、幼児眼科健診も実行に移すべく検討中である。

神経芽細胞腫のスクリーニング、B型肝炎ワクチン接種等が法律化され、ビタミンKの経口投与も可能となり、行政も小児科医、産科医も近代医学の進歩とその実用化には応接にいとまがないほどであるが、正しい情報の早期把握はその対応システム作りに極めて重要であって、その地域間格差はその情報把握の早さにも関連してくると思われる。

4) 地域母子保健サービスを市町村と保健所にわけて受け持つとすれば、それぞれの守備範囲あるいは役割分担をどのように考えるか。

直接行政の中にあるものではないので、あく

まで希望として記しておきたい。

地域に密接した乳幼児健診（学校健診もふくめて）は市町村で行う方が我々臨床医にとってやりやすい。勿論、保健所とのCommunicationが悪い訳では決していないが、現行の法律上どうにもならない点がある。

保健所の役割としては、より医学的に高度な保健サービスを主眼とする方がよいのではないか、たとえば、低出生体重児等のハイリスクベビーの濃度の高い健診、弱視、難聴等の専門的分野での健診、言語障害の治療指導等の分野を充実して行くべきではないだろうか。

そして、神経芽細胞腫のスクリーニング、B型肝炎ワクチン等の問題は市と協力し、密接に連絡をとって実施して行くべきではないだろうか。

母子保健体系のあり方について

小宮 弘毅 神奈川県平塚保健所

基本的な見解

1. 母子保健事業の実施主体は市町村に一元化すべきである。
2. 市町村の母子保健活動の基盤の強化を積極的に図るべきである。

現状と問題点

〔市町村に関して〕

1. 市町村の母子保健活動には著しい格差がみられる。
2. 技術職員の不足・不在、保健活動の場の不備は明らかである。
3. 現状のまま市町村に一元化すれば、健康診査は医療機関委託となりやすく、健康診査の質の低下、保健指導の欠落、情報の入手困難などが予想される。
4. 市町村への一元化により母子保健活動の低下のおそれがある。

〔保健所に関して〕

1. 老人保健に次いで母子保健事業が市町村実施となれば、対人保健活動から県保健所は全面的に撤退することになり、保健所の変質は避けられない。
2. 母子保健活動を一次、二次に分け、市町村と保健所が分担するというには実際には困難で、保健所の役割はあいまいになる。

対策

母子保健事業が市町村と県の2本立てとなっている現在の体制は改められなければならない。しかし、母子保健事業は老人保健法にもとづく保健事業が新規に開始されたのと異なり、現在でも不自然な体制といえども実施されて効果を挙げているもので、市町村への一元化による活動の低下は許されない。

母子保健事業を市町村に一元化し、さらにそ

の向上を図るには以下の対策が必要である。

1. 母子保健事業の市町村への一元化を母子保健法に明記する。現在のままで市町村の母子保健活動の基盤の強化を待っても、早急な強化は期待できない。

2. 保健所を市町村設置（移管）とする。少なくとも市は保健所を設置し、町村は組合方式で保健所を設置するか、県保健所を残し援助する。

3. 市町村の保健所は対人保健だけでなく、環境衛生を含め、すべての機能を持つようにすべきである。

4. 市町村では保健所の技術職員（医師、歯科医師、保健婦、栄養士、歯科衛生士、心理士、環境・食品衛生監視員等）の確保はきわめて困難であると考えられる。また、確保ができたとしても職員の固定化、長期的にみた処遇など問題が多い。

このため、技術職員の確保、配置は県単位で行なうべきである。

5. 母子保健の向上には地域医師会の積極的な理解と協力が不可欠である。とくに健康診査

の質的向上には医師の果たす役割は大きい。健康診査に当る医師の選別（小児科医、あるいは必要な研修を経た医師に限る）などの配慮を求める必要がある。

6. 健康診査、予防接種等は主治医による一貫した健康管理の中に位置づけられるべきもので、健康診査の個別化（医療機関委託）は否定すべきではない。

ま と め

母子保健体系のあり方に関しては、①現行の母子保健体系を改め、事業の実施主体を市町村に一元化すべきであること、②しかし、市町村の現状ではすべての母子保健事業を実施するに十分な能力を持っているとはいえず、市町村への一元化により活動の低下のおそれのあること、の2点は大部分の関係者の一致した見解といえよう。

そこで、市町村の力がつくまで現行の体系を変えるべきでないとの考えもあり得るが、市町村が実施できるように前項で述べた対策を積極的に推進すべきであると考えられる。



検索用テキスト OCR(光学的文字認識)ソフト使用

論文の一部ですが、認識率の関係で誤字が含まれる場合があります



まとめ

母子保健体系のあり方に関しては、 現行の母子保健体系を改め、事業の実施主体を市町村に一元化すべきであること、 しかし、市町村の現状ではすべての母子保健事業を実施するに十分な能力を持っているとはいえず、市町村への一元化により活動の低下のおそれのあること、の2点は大部分の関係者の一致した見解といえよう。そこで、市町村の力がつくまで現行の体系を変えるべきでないとの考えもあり得るが、市町村が実施できるように前項で述べた対策を積極的に推進すべきであると考え。